

# 国分寺市職員措置請求書

## 国分寺市元市長に関する措置請求の要旨

### 1 請求の要旨

(1) 請求の対象となる執行機関・職員  
国分寺市市長

(2) 請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実  
国分寺市は、国分寺駅周辺整備課 事業番号0301300、「損害賠償請求控訴事件に係る和解金事務事業」として、平成26年5月22日に原告事業者らに四億五千百万円の賠償金を支払った。  
これは国分寺市元市長 星野信夫による違法行為の結果としてパチンコ事業者らに損害賠償請求訴訟をされ和解によって支払われたものであり、市は元市長の故意・重過失に対するの求償権を行使せず、市の財産管理を怠っている事実がある。  
また、元市長の図書館分館設置という行為が事業者の出店を妨害し、和解賠償せざるを得ない形で国分寺市に損害を与える結果となったことは紛れもない事実であり、損害賠償請求権の行使として請求におよんでいないこともまた、市の財産管理を怠る事実である。

(3) 違法又は不当とする理由  
事業者からの損害賠償を提起されたる訴訟の一審の敗訴、および控訴審東京高等裁判所における和解勧告がその理由としたのは、元市長がパチンコ事業者の出店を意図的に妨害する目的で図書館分館設置をしたこととされた。条例の改正自体は妨害を動機として行われたと判じられるも、条例自体の違法性は問われていない。  
そもそも条例制定権の範囲は、「法令に反しないこと」、「その権限に属する事項であること」、「他の執行機関の権限に属する事項でないこと」、「他の執行機関の権限に属する事項でないこと」とされるがそのいずれにも当たらない。  
風営法及び風営法関連条例等の規定の趣旨は、図書館施設の近隣地域内において良好な風俗環境を保全しようとする点にあるから、本件条例改正は、法の趣旨を逸脱してこれらの規定を利用せんがためのものでなかったなら違法ではない。  
元市長はこれを違法に利用してパチンコ店の出店を阻止したものである。最終的にこの違法行為は元市長個人の裁量権の逸脱によるものである。  
地方自治法では首長に免責特権が格別に認められているものではないから、元市長は市に与えた損害としてか、もしくは国分寺市が元市長に代位して支払った金額と同額を支払い補填すべきである。

(4) 市に生じている損害  
国分寺市が現在も元市長に対し、四億五千百万円の請求を怠っているため、市の財産がその年五分の法廷利息分とともに日々毀損され続けていること。

(5) 求める必要な措置  
すみやかに国分寺市は、元市長 星野信夫氏に対し、市が支出した四億五千百万円の支払い補填をするよう請求すべきである。

(6) 財務会計上の行為から1年が経過して請求する正当な理由

本件は、公金を支出した市側には違法な行為がなく、昭和 62 年最判(最高裁同年 2 月 20 日第二小法廷判決)の射程外であり、真正怠る事実の違法確認請求として、地方自治法 242 条 2 項本文の規定(以下「本件規定」という。)による監査請求期間の制限の適用はない。

最高裁平成 14 年 7 月 2 日第三小法廷判決は、怠る事実については監査請求期間の制限がないのが原則であり、制限が及ぶのは監査を遂げるために当該行為が財務会計行為に違反して違法であるか否かの判断をしなければならない関係にある場合に限られる旨判示している。

元市長に対する国分寺市の損害賠償請求権ないしは求償権の権利の発生原因は市の適法な公金支払い行為であって、違法な財務会計上の行為ではない。それ自体は法 242 条 1 項の違法若しくは「不当な公金の支出」には該当せず、その他の監査請求の対象となる「財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担」にも当たらないから、一年の期間制限を受ける監査請求の対象となる行為ではない。

また、本監査請求によって、元市長に対する補填請求を怠る事実について監査委員が監査を遂げるためには、事由の存否と返還請求すべき金額を確定しさえすれば足りる。

したがって、本監査請求のうち事業者らに支払われた損害賠償金の補填請求を怠る事実に係る部分は、監査請求の期間制限の適用を受けない。

## 2 請求者

住所

氏名

印

※氏名は自署

連絡先

地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

## 3 事実を証明する書類

資料 1. 日本経済新聞 2013/7/20 電子版

「パチンコ店予定地隣に図書館、東京地裁、国分寺市に賠償命令」

資料 2. 日本経済新聞 2013/7/31 版

「パチンコ出店妨害で国分寺市に 3 億円超の賠償命令」

資料 3. 国分寺市オンブズパーソン通知書 平成 29 年 1 月 31 日

オンブズパーソンへの申し立て(写し) 平成 28 年 12 月 27 日

資料 4. 公文書部分公開決定通知書 平成 29 年 2 月 16 日

国分寺駅周辺整備課 事業番号 0301300 「損害賠償請求控訴事件に係る和解金事務事業」記録

平成 28 年 2 月 28 日

東京都国分寺市監査委員あて